

免税措置・控除手続について

1. 免税措置

【個人の皆さま】

所得税について

平成23年度の税制改正に伴い、既存の「所得控除制度」に加え、新たに「税額控除制度」が導入され、寄附者がいずれかを選択できるようになりました。(1)の税額控除を選択した場合、所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、(2)の所得控除と比較してほとんどのご寄附について減税効果が大きくなります。(2)は所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。

(1)税額控除 (寄附金額 - 2千円) × 40% = **所得税控除額** (所得税額の25%が限度)

(2)所得控除 寄附金額 - 2千円 = **所得控除額**

いずれも年間の合計寄附金額が年間総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

個人住民税について

都道府県又は市区町村が条例で指定した団体に対して、2千円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から税額控除することができます。

(寄附金額^{※1} - 2千円) × 住民税控除率^{※2} = **住民税控除額**

※1 控除対象となる寄附金額はご寄附された年の総所得金額等の30%が上限となります。

※2 都道府県が指定した寄附金…4%、市区町村が指定した寄附金…6%、都道府県と市区町村の双方が指定した寄附金…10%

ご寄附いただいた年の翌年1月1日のご住所の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。県民税については、沖縄県総務部税務課(TEL: 098-866-2101)、市町村民税については、各市町村民税担当課にお問い合わせください。

2. 控除手続

所得税と住民税双方から寄附金控除を受けるには所轄の税務署にて確定申告が必要です。確定申告の手続には、本学発行の「寄附金領収書」及び「特定公益増進法人証明書(写)・税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。所得税の確定申告をせず、住民税の寄附金税額控除のみの適用を受ける場合はお住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

【法人の皆さま】

法人による寄附の場合、特定公益増進法人に対する寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入することが可能です。

【新入生の皆さま】

ご入学になられた年の寄附金につきましては、「学校の入学にかかわる寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象から除外されます。(入学願書受付の開始日から入学が決定された年の年末迄の期間内に納入したものをいう。入学時の4月～12月)